

2025年度町田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

町田市では、障がいのある人が働く施設において、そこで働く人同士が交流を図りながら仕事をして製作した商品を市役所内等にて販売する機会を設けてきた。自分たちが制作した商品を実際にお客様が手にし、代金を受け取ることを経験することで、働く喜びを感じられる場となっている。しかしながら、労働の対価である賃金は、自身の生活を支えるほどの金額に至っていないのが現状である。

障がいのある人の雇用を支援するとともに、障がいのある人が就労する施設等の仕事を確保し、就労によって得られる賃金水準を引き上げることは、障がいのある人が自立した生活を送ることにつながるものである。

そのためには、まず町田市が率先して障がい者施設等からの物品等の調達を推進する必要があり、本方針を定めるものである。

第2 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、町田市における、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するために定める。

第3 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、町田市の全ての行政組織とする。

第4 調達を推進する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を、調達推進の対象とする。

第5 対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する下記の障がい者就労施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。ただし、市内の施設等を優先する。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター

- 2 障がい者を多数雇用している企業等
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例

子会社

(2) 重度障害者多数雇用事業所 (①障がい者の雇用数が5人以上、②障がい者の割合が従業員の20%以上、③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上 の3つの要件を全て満たす事業所)

3 在宅就業障がい者等

(1) 在宅就業障がい者 (在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者)

(2) 在宅就業支援団体 (在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体)

第6 物品等の調達目標

1 市は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意し、2025年度優先調達目標額は、前年度の実績を上回るものとする。

2 庁内全部署において、調達実績をあげることができるよう努めることとする。

第7 調達の実施及びその推進

1 市は、町田市障がい者優先調達推進連絡会議を設置し、障がい者就労支援施設等が供給する物品等の調達を推進するものとする。

2 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

3 障がい福祉課は、市の全ての組織に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、市内の障がい者就労施設等で提供できる物品等について情報収集を行い、情報の提供を行う。

4 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本方針について必要な見直しを行う。

5 市施設の指定管理者及び外郭団体に対して、障害者優先調達推進法並びに本方針の趣旨を周知し、物品等の調達の促進について依頼する。

第8 その他

1 本方針に基づく調達の推進にあたっては、市内中小企業等に十分配慮するものとする。

2 本方針の策定に関する担当は地域福祉部障がい福祉課、公契約に関する担当は財務部契約課とし、調達の推進にあたっては市の全ての行政組織の参画により、本方針に定める目的の達成に努めるものとする。

3 本方針に基づく調達の実績については、年度終了後に市の全ての行政組織から報告を求め、その概要を取りまとめて公表するものとする。